

本誌独走! 東大推薦京大特色入試速報

# サンデー

SUNDAY  
MAINIC

大正11年3月31日第三種郵便物認可 2020年3月1日発行 第99巻第10号 通巻5588号 毎週火曜日発行(2月18日発売)

増大号 特別  
定価 420円

3.1 2020

木村拓哉  
巻頭グラビア3P

新型肺炎直撃 危うし五輪!

三島由紀夫が仕掛けた時限爆弾

野村克也の伝言

「強者」に勝つ人生訓

安倍政権

検察支配の非道を暴く

アベ・ミシュラン

宰相の美食と人脈

# アルツハイマー病 は防げる!

争続、心配無用!

# 名義変更トラブル回避術

取り業者もいるほどだ。そうした背景を受け、中古車販売大手のカーセブン・デイベロプロメントは17年1月に1カ月の期間限定で「クルマの終活相談窓口」を実施した。専用窓口には約30件の問い合わせが届いたというが、その後も全国の店舗には遺族から月100件以上のペースで相続関連の相談があるという。

## スマホや携帯電話の番号は引き継げることも

動産としてはもう一つ気に留めておきたいのが、携帯電話やスマートフォン（スマホ）だ。車と違い、機器自体には法的な名義登録はないので、普通の遺品として扱えるが、電話番号を含む通信契約は名義が絡んでくる。

死後にこうした面倒を残さないためにも、今のうちに車検証の名義を確認しておこう。また、使わなくなったら、持ち続けるより売りに出すのも解決策になるかもしれない。同社広報部は元気なうちからできる車の終活として、「免許返納と同時に車を清算することが望ましい」とアドバイスする。

キャリアの窓口を訪ねて手続きすることになる。ここで選べるのは、契約の解除と承継、携帯電話番号ポータビリティ（MNP）だ。



故人の番号をどうするか...

契約解除すると、故人の電話番号は冷却期間において別の誰かに割り当てられることになる。電話番号に紐付けられたLINEなどのサービスが機能しなくなることも念頭に置きたい。承継を選ぶと、故人の電話番号を遺族が持ち続けられる。スマホによっては二つの電話番号を共存させられるので、もとの自分用と故人から引き継いだ分を使い続けることも可能だ。ただし、格安スマホ系の一部通信キャリアは承継に非対応のところもある。

MNPは電話番号を別の通信キャリアに引っ越して使う制度で、会社を問わず利用できる。通信キャリアが承継非対応だった場合、MNPで対応キャリアに移った上で承継するといったステップを踏むことも可能だ。

## ネット回線付属のメールアドレスは要注意

通信関連では、自宅に敷いたインターネット回線の利用権名義も確認しておきたいところ。

インターネット環境はISP（インターネットサービスプロバイダー）を通して提供しているケースが多い。ISPはネットにつながる基本的なサービスに加え、家族分のメールアドレスやブログスペースなども付与するのが一般的だ。契約者の死亡後も遺族が承継できる仕組みなら名義変更後もそれらの付帯サービスが使えるが、相続不可な一身専属性の事業者では解約

手続きをしなければならぬ。遺族が新たに再契約を結ぶことは可能だが、前から使っていたメールアドレスは使えなくなってしまう。

インターネット上のサービスに目を向けると、フェイスブックやツイッター、インスタグラム、LINEといったサービスも一身専属性となっている。これらは名義変更ができないので、形見として残しておきたい場合は、サービスごとに保護機能を使ったり、手作業でデータをコピーしたりして対策を探るしかない。

## 名義変更のために成年後見制度が必要に？

以上のように、名義変更の問題を先延ばしにしていると、おいそれと手出しできなくなったり、対策を打

てないまま財産を失うリスクが高まる。遺産分割が終わった後、速やかに名義問題に手を打つのが得策といえそうだが、ところが最近

として立てることになりません。しかし、これが後々まで遺族を苦しめる要因になりうるのです。

相続が発生した時点で、すでに手遅れに近い状態になっているという。司法書士法人ミラシア・行政書士事務所ミラシアの代表社員を務める元木翼さんはこう語る。「遺産分割協議の際、相続人の中に認知症を患っている方がいるケースが非常に増えています。よくあるのは父親が亡くなって母子が残り、その母親が認知症という状況です。十分な判断能力がない状態だと同意ができないので、成年後見制度を使って後見人を代理人

左の図のように、成年後見制度は判断能力が衰えた人の財産を守るためのもので、後見人は家庭裁判所が決定する。家族が選ばれることもあるが、現状は面識のない弁護士や司法書士となるケースが多い。後見が開始されると基本的には当人が亡くなるまで続くため、遺産分割協議が終わった後も後見人の報酬として毎月数万円の支払いが発生するし、残された家族の共有財産の融通も利きにくくなる。「それを避けるために、たとえば『母親』が生きているうちに協議をせず、そのままにしておくという回避策をとることも珍しくありません」

（元木さん、以下同）

この場合、名義はすべて故人のままとなる。当面の悩みの種は避けられるが、「母親」が亡くなるまで名義変更手続きを止めることになるので、故人の財産は凍結したままになってしまふ。長い目で見たらどうまい方法とはいえない。

こうした事態を避けるために、生前贈与をする手もあるが、相続が「争続」になりかねない。そのためには相続人全員がきちんと納得できるように心配りしておく必要がある。また、預

金口座や有価証券を家族名義にする行為は「名義預金」や「名義株」と呼ばれ、相続時に不正を疑われて税務調査の対象になりやすいという負の側面もある。名義ありの財産はバトンタッチのタイミングが難しい。そこで元木さんが推奨するのが、遺言（特に公正証書遺言※1）と家族信託（※2）だ。

限しておくべきは「財産の棚卸し」だという。「最近ではバブル時代に付き合いで購入した山林の土地や有価証券など、本人が持っていることすら忘れていて相続時に発覚するというケースが珍しくありません。元気なうちにご本人にそうした持ち物を整理して把握してもらえると、家族の負担はかなり減ると思います。休眠口座や定期預金も含め、棚卸しして不用なものが見つかったら、やる気のあるうちに解約したり合わせたりしてコンパクトにしましょう」

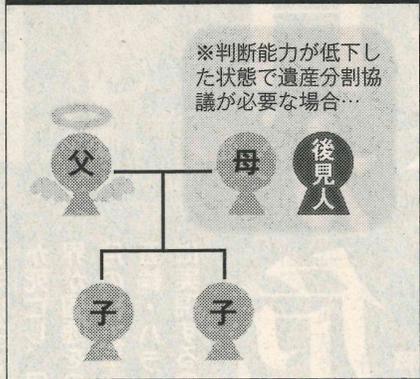
「最も効果的でポピュラーな対策といえます。遺言を遺せば遺産分割協議をしなくてよくなります。遺言執行者も指定しておくことでより安心できるでしょう。家族信託にも認知症対策としての機能だけでなく、遺言と似たような機能があるので、両方視野に入れて検討してみることをお勧めしたいです」

元気なうちにはプラスの面しか見えない財産も、終活目線ではマイナス面が見えてくることもある。家族や自分自身に眠らせたままの資産はないか。思い当たる節があれば、今のうちに確認し手を打っておくこともメリットのまま維持できる



司法書士法人ミラシア・行政書士事務所代表社員 元木翼さん

### 成年後見制度のイメージ



ただ、これらは一般的には専門家を介するため費用が発生する。出費を抑えて肅々と手を打つなら、最低

かもしれない。

（※1）公証人関与のもとで作成する遺言書。遺言者自らが書く自筆証書遺言に比べ、安全で確実

（※2）財産保有者が信頼できる家族に資産を預け、管理を行う仕組み